

国際日本文化研究センター講堂等使用許可基準

〔平成6年3月3日制定〕
〔最終改正平成13年12月6日〕

(使用許可基準)

第1条 国際日本文化研究センター講堂等使用規則第14条の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の講堂及びさつきホールの使用許可の基準を定める。

(使用を許可しない場合)

第2条 所長は、次に各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を与えない。

- (1) 特定政党の宣伝活動に使用するおそれがあるとき。
- (2) 特定の宗教団体の宗教的活動に使用するおそれがあるとき。
- (3) 営利行為を伴う催しに使用するおそれがあるとき。
- (4) 法令の規定に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれのある催しに使用するおそれがあるとき。
- (5) その他センターの教育研究活動に支障があるとき。

附 則

この規則は、平成6年3月3日から実施する。

附 則

この規則は、平成13年12月6日から実施する。